一生）

A部　総則

第一規則　適用

1.1　この章の規定は、別段の明文の規定がない限り、二千九年一月一日以後にキールが据え付けられる船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶について適用する。

1.2　この章の規定の適用上、「同様の建造段階」とは、次の.1及び.2に定める要件を満たす段階をいう。

.1　特定の船舶に係るものと特定することができる建造が開始されたこと。

.2　すべての建造材料の少なくとも五十トン又はすべての建造材料の見積質量の少なくとも一パーセントのうちいずれか少ないものによって船舶の組立てが開始されたこと。

1.3　この章の規定の適用上、

.1　「建造された船舶」とは、キールが据え付けられる船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶をいう。

.2　「すべての船舶」とは、二千九年一月一日前又は同日以後に建造された船舶をいう。

.3　旅客船に用途変更された貨物船は、建造された時期にかかわらず、用途変更が開始された日に建造された旅客船として取り扱う。

.4　「主要な変更及び改造」とは、貨物船の区画及び復原性においては、当該船舶の区画の水準に影響を及ぼすような構造上の変更をいう。貨物船がそのような変更を受ける場合には、当該変更後に当該船舶について計算されるA／Rが変更前のA／Rを下回らないことが示されなければならない。ただし、変更前のA／Rが一以上である場合には、変更後の当該船舶について計算されたAの値がRより下回らないものとする。

2　主管庁は、別段の明文の規定がない限り、二千九年一月一日前に建造された船舶については、決議MSC一（XLV）、MSC六（四八）、MSC一一（五五）、MSC一二（五六）、MSC一三（五七）、MSC一九（五八）、MSC二六（六〇）、MSC二七（六一）、千九百九十五年のSOLAS締約国会議決議一、MSC四七（六六）、MSC五七（六七）、MSC六五（六八）、MSC六九（六九）、MSC九九（七三）、MSC一三四（七六）、MSC一五一（七八）及びMSC一七〇（七九）により改正された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約第二―一章の規定に基づいて適用される要件を満たすことを確保する。

3　修繕、変更及び改造並びにこれらに関連する艤装が行われるすべての船舶は、少なくともこれらの船舶に従来適用されていた要件を引き続き満たすものとする。このような船舶は、関連するいかなる改正も効力を生ずる日前に建造された場合には、原則として、当該日以後に建造された船舶に対する要件を満たす程度が、当該修繕、変更、改造及び艤装が行われる前の状態と少なくとも同程度でなければならない。主要な修繕、変更及び改造並びにこれらに関連する艤装は、主管庁が合理的かつ実行可能と認める限り、関連するいかなる改正も効力を生ずる当該日以後に建造された船舶に対する要件を満たすものでなければならない。

4　各国の主管庁は、保護された航海の性質及び状況によりこの章の特定の規定を適用することが不合理又は不必要であると認める場合には、最も近い陸地から二十海里以内を航行する自国を旗国とする個々の船舶又は船舶の種類について、当該規定の適用を免除することができる。

5　巡礼者運送のような特殊な運送において多数の旅客の運送に使用される旅客船については、当該旅客船の旗国である国の主管庁は、この章の規定に適合させることが実行不可能であると認める場合には、次の規定に従うことを条件として、当該規定の適用を免除することができる。

.2.1　千九百七十一年の特殊運送旅客船協定に附属する規則

.2.1　千九百七十三年の特殊運送旅客船についての場所の要件に関する議定書に附属する規則

第二規則　定義

この章の規定の適用上、別段の明文の規定がない限り、

1　船舶の「区画の長さ（Ls）」とは、最高区画喫水において垂直方向の浸水範囲を制限する甲板又はその下方における船舶の区画の最大投影型長さをいう。

2　区画の「中央」とは、船舶の区画の長さの中央をいう。

3　「船尾端」とは、区画の長さの船尾の限界をいう。

4　「船首端」とは、区画の長さの船首の限界をいう。

5　「長さ（L）」とは、現行の満載喫水線に関する国際条約に定義する長さをいう。

6　「フリーボード甲板」とは、現行の満載喫水線に関する国際条約に定義する甲板をいう。

7　「船首垂線」とは、現行の満載喫水線に関する国際条約に定義する船首垂線をいう。

8　「幅（B）」とは、最高区画喫水又はその下方における最大型幅をいう。

9　「喫水（d）」とは、船舶の中央におけるキール線からその喫水線までの垂直距離をいう。

10　「最高区画喫水（ds）」とは、船舶の夏期満載喫水に対応する喫水をいう。

11　「軽荷航海喫水（dl）」とは、予想される最低の載貨状態及びタンク積載状態（ただし、復原性及び没水量確保のために必要なバラスト水を含む。）に対応する航海喫水をいう。旅客船については、旅客及び乗組員の満載状態が含められるべきである。

12　「部分的区画喫水（dp）」とは、軽荷航海喫水と最高区画喫水との差の六十パーセントを加えた喫水をいう。

13　「トリム」とは、キールの傾斜を無視して、船首端及び船尾端においてそれぞれ測つた船首喫水と船尾喫水との差をいう。

14　特定の場所の「浸水率（μ）」とは、その場所において水が占めることとなる浸水容積の割合をいう。

15　「機関区域」とは、主推進機関及び補助推進機関（ボイラー、発電機及び主に推進の用に供する電動機を含む。）を含む場所の水密隔壁の間の区画をいう。

16　「風雨密」とは、いかなる海面状態においても船内に浸水しないことをいう。

17　「水密」とは、非損傷状態及び損傷状態において発生することのある水高の下でいかなる方向における水の通過も防止することができる寸法及び配置を有することをいう。損傷状態において、水高は、最悪の平衡状態（浸水の中間段階を含む。）において考慮するものとする。

18　「設計圧力」とは、非損傷時及び損傷時における復原性の計算において水密と仮定される構造又は設備が耐えられるように設計されている静水圧をいう。

19　旅客船における「隔壁甲板」とは、区画の長さにおけるいかなる地点においても主隔壁及び船舶の外板が水密で達する最上層の甲板並びにこの章の第八規則及びB―二部に定義する損傷の場合についてのいかなる浸水の段階においても海水により旅客及び乗組員の避難が妨げられない最下層の甲板をいう。隔壁甲板は、階段部を有する甲板とすることができる。貨物船においては、フリーボード甲板は、隔壁甲板とすることができる。

20　「載貨重量」とは、指定された夏期フリーボードに対する喫水において比重一・〇二五の海水における船舶の排水量と軽荷重量との差をトンで表したものをいう。

21　「軽荷重量」とは、貨物、燃料油、潤滑油、バラスト水、タンク内の清水及び養かん水、消耗貯蔵品並びに旅客及び乗組員並びにその手回品を除く船舶の排水量をトンで表したものをいう。

22　「油タンカー」とは、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書附属書Ⅰ第一規則に定義する油タンカーをいう。

23　「ロールオン・ロールオフ旅客船」とは、第二―二章第三規則に定義するロールオン・ロールオフ区域又は特殊分類区域を有する旅客船をいう。

24　「ばら積み貨物船」とは、第十二章第一規則1に定義するばら積み貨物船をいう。